

無電柱化対策

○大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止します。

災害時の道路の寸断



—2016年 熊本地震（熊本県益城町）—



—2019年 台風15号（千葉県館山市）—

無電柱化対策(電線共同溝)

新潟県三条市須頃（国道8号）



—整備前—

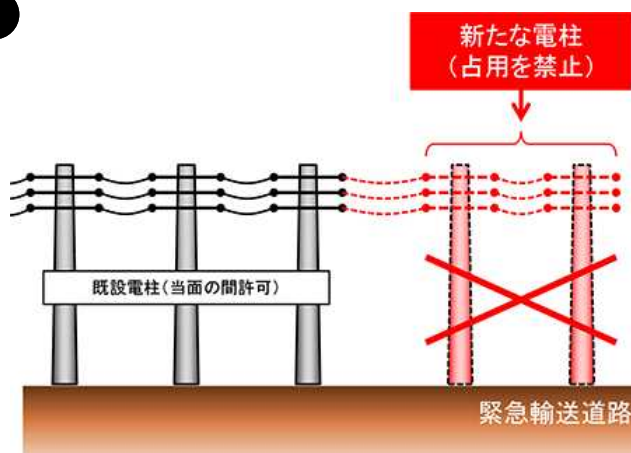


—整備後—

緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置

規制の概要

- (1) 区域指定する道路
緊急輸送道路について区域指定を告示した上、新設電柱の占用を禁止。
- (2) 既存電柱の取扱い
占用禁止日前に占用許可された既存電柱については、当面の間占用を許可。
- (3) 仮設電柱の例外
地中化や民地への設置等が直ちに実施できず、やむなく道路区域内に電柱の設置をせざるを得ない場合は、仮設電柱の設置を許可。（原則2年間）



平成28年4月1日から直轄国道（約2万km）において開始



国土交通省 北陸地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Hokuriku Regional Development Bureau

道路部